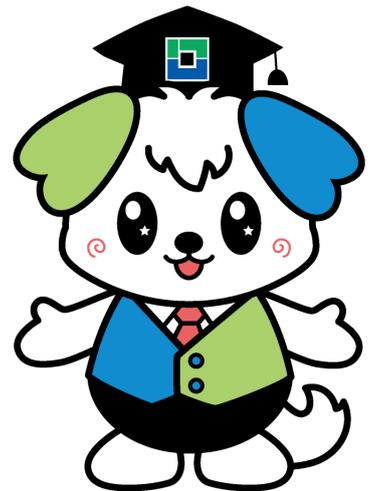


# 国立大学法人の 財務諸表の特徴



鳴門教育大学公式マスコットキャラクター  
「なる★ワン (Naru★One) 」

# 財務諸表ってなに？

- 国立大学法人には国民が納めた多くの税金が投入されています。そのため、その税金を何の目的で、どのように使っているか、国民や社会に対して説明する責任があります。
- この説明責任を果たすため、各国立大学法人は、下表の1～6を財務諸表として文部科学大臣に提出します。また7・8も財務諸表に添付して提出しなければならない書類です。

1 貸借対照表	決算日における財務状態を明らかにするものです。
2 損益計算書	1年間の運営状況を明らかにするものです。
3 純資産変動計算書	1年間の貸借対照表における純資産の部の変動内容を表したものです。
4 キャッシュ・フロー計算書	1年間の資金の流れを活動別に表したものです。
5 利益の処分又は損失の処理に関する書類	未処分利益の処分または、未処理損失の処理の内容を明らかにするものです。
6 附属明細書	上記1～5の内容を補足したものです。
7 事業報告書 ※	財務情報と業務内容の関連を表したものです。
8 決算報告書 ※	年度計画の予算と、決算額を対比させたものです。

国から交付される運営費交付金等を  
目的どおり効率良く使用したかどうかを報告

国民のみなさまからのチェック・評価

自己の状況を客観的に把握・比較分析

国立大学法人の事業の効率化

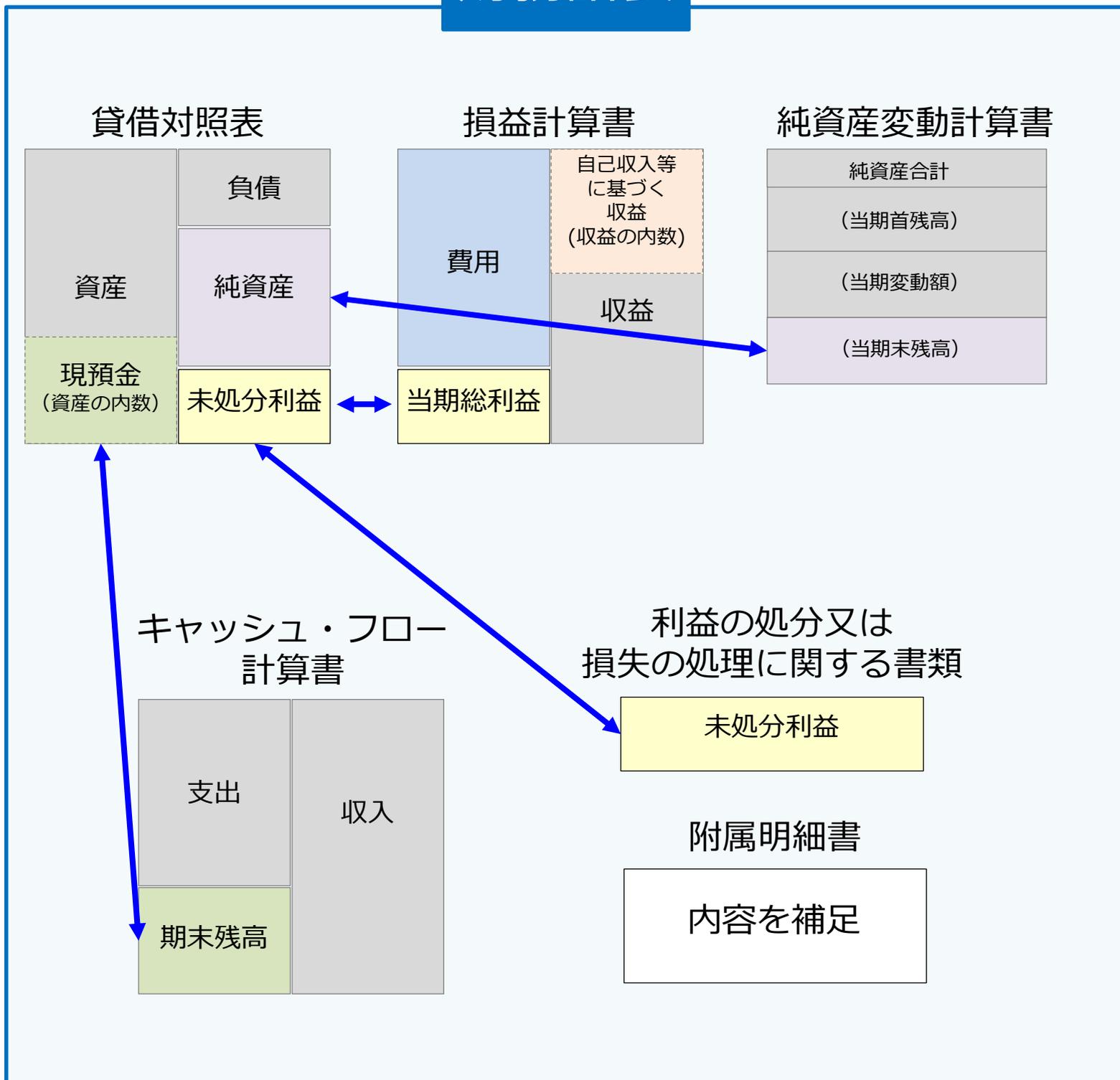


# 財務諸表の関連

○財務諸表の各書類は、次のような関係性にあります。

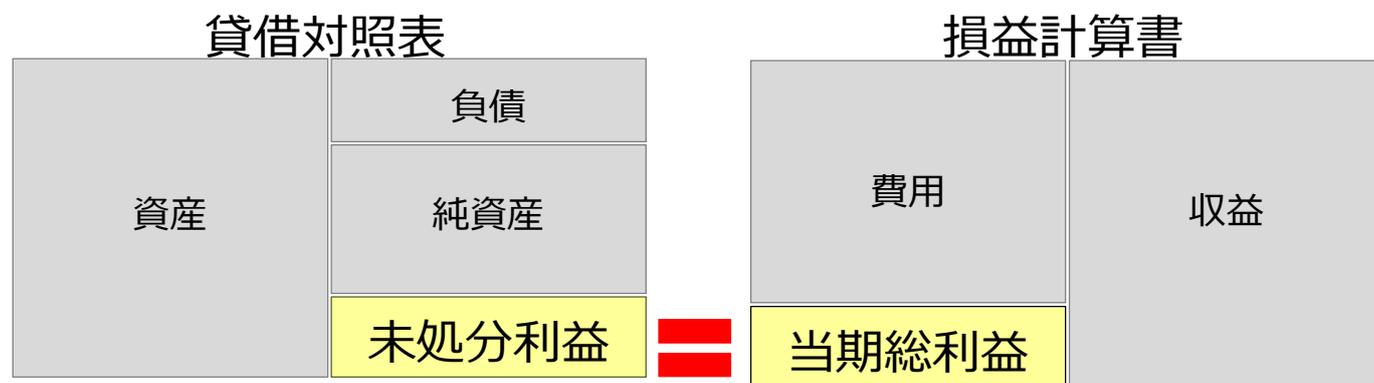
○「貸借対照表」の『未処分利益』と「損益計算書」の『当期総利益』は一致するなど、それぞれの書類で対応する事項があります。

## 財務諸表

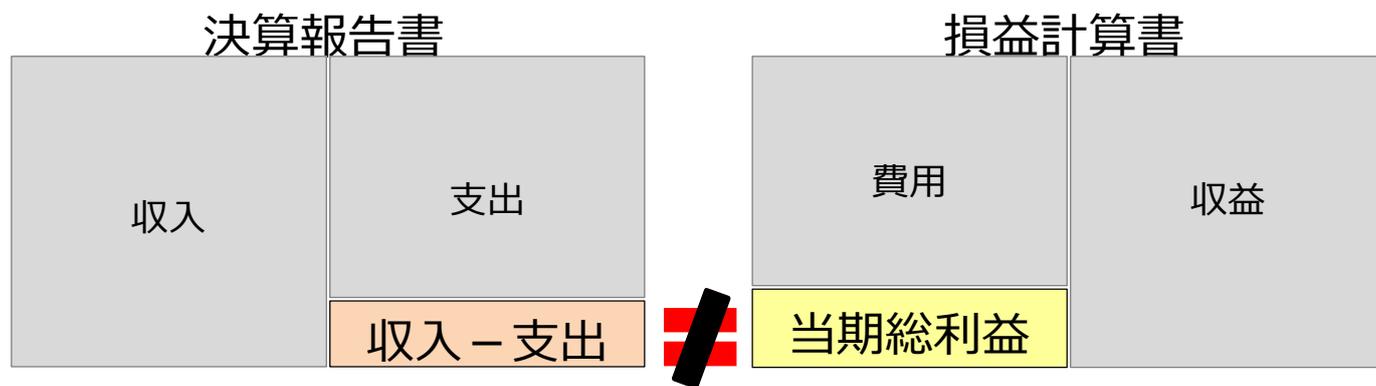


# 財務諸表と決算報告書

- 財務諸表を構成する「貸借対照表」「損益計算書」は、国立大学法人会計基準に従って作成します。
- 「貸借対照表」と「損益計算書」のそれぞれに計上される『当期総利益』は、一致する仕組みとなっています。



- 一方で、「決算報告書」は国の会計認識基準に準じて、現金主義を基礎としつつ出納整理期の考え方を踏まえて作成します。
- このため、「決算報告書」における『収入-支出』の額と、『当期総利益』は一致しません。



## ※引当特定資産制度について

- 令和4年度の会計基準改訂により、各事業年度の現金収支の差額（決算上の現金余剰金）を基礎として、目的積立金とは別に国立大学法人自らの判断で、施設設備更新等に備えるために計画的に資金を留保するための制度として引当特定資産が新設されました。
- 鳴門教育大学では、令和5年度決算から当制度を活用し、減価償却引当特定資産への繰入を行っています。

# 国立大学法人会計と企業会計原則

- 国立大学法人会計基準は「複式簿記」「発生主義」という点では、企業会計原則と同じです。
- しかし、次のような国立大学法人の制度上の前提や、財政構造等の特性を踏まえて、企業会計原則に一定の修正を行った上で、特有の会計処理を行っています。

## 国立大学法人の主な特性

公共的な性格から利益獲得・独立採算を前提とせず、国から財源措置がある  
施設整備など、大学単独の判断で意思決定が完結しない場合がある  
制度上、資本主を予定せず、利益が配当されることはない

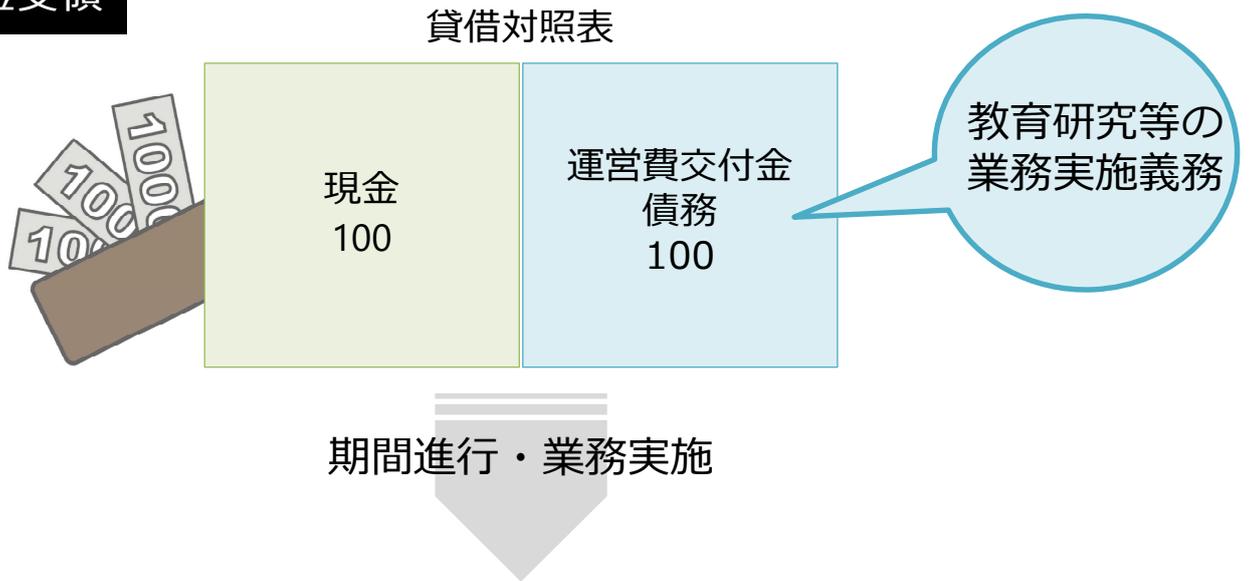
国立大学法人会計		企業会計
財政状態・運営状況の開示 業績評価のための情報	目的	財政状態・経営成績の開示 投資判断のための情報
複式簿記	記帳方法	複式簿記
発生主義	認識基準	発生主義
予算と決算の双方を重視	予算・決算	決算中心主義
財務諸表（発生主義） 決算報告書（現金主義）	開示書類	財務諸表（発生主義）
文部科学大臣による承認を 経て処分可能	利益	企業判断により処分可能 株主への配当など

# 国立大学法人会計の特徴（収益の認識）

- 運営費交付金、授業料、寄附金、補助金などを受領した際は、教育研究等の業務実施義務を負うことから、収益は計上せず、いったん負債に計上します。
- その後、業務実施に伴い収益に振り替える会計処理をします。

(例)

## 運営費交付金受領



## 年度決算（損益が均衡する場合）

### 損益計算書

教育経費 100	運営費交付金 収益 100
-------------	---------------------

※通常どおり業務を行えば損益が均衡します。

## 年度決算（利益が生じる場合）

### 損益計算書

教育経費 80	運営費交付金 収益 100
利益 20	

※費用が抑えられれば利益が発生します。

## 《運営費交付金等の収益化基準》

原則

- 期間進行基準 一定の期間の進行を業務の進行とみなし、債務を収益化
- 業務達成基準 業務の実施に伴い、債務を収益化
- 費用進行基準 費用の発生を業務の進行とみなし、債務を収益化

# 国立大学法人会計の特徴（固定資産に関する会計処理）

## 運営費交付金・授業料・寄附金等

○令和4年度の会計基準改訂（資産見返負債による損益均衡処理の廃止）に伴い、運営費交付金、授業料、寄附金により固定資産を取得した場合は、受領時の負債を固定資産取得年度に収益に振り替えることとなりました。

○固定資産の減価償却に伴って、翌年度以降は費用のみが計上されます。

(例)

### 運営費交付金受領



資産購入

#### 貸借対照表

現金 100	運営費交付金 債務 100
-----------	---------------------

教育研究等の  
業務実施義務

### 固定資産取得



資産活用

#### 貸借対照表

固定資産 100	
-------------	--

取得時に  
全額収益化

#### 損益計算書

	運営費交付金 収益 100
--	---------------------

### 減価償却



#### 貸借対照表

固定資産 80	
------------	--

費用のみ  
計上

#### 損益計算書

減価償却費 20	
-------------	--

単年度では損益均衡しない

# 国立大学法人会計の特徴（固定資産に関する会計処理）

## 補助金

○補助金により固定資産を取得した場合は、受領時の負債を「長期繰延補助金等」という固定負債に振り替えます。

○固定資産の減価償却に伴って、「長期繰延補助金等」は「補助金等収益」に振り替えられ、資産と負債、収益と費用が均衡します。

(例)

### 補助金受領

#### 貸借対照表

現金 100	預り補助金等 100
-----------	---------------

資産  
購入

負債勘定へ  
振替

### 固定資産取得

#### 貸借対照表

固定資産 100	長期繰延補助金等 100
-------------	-----------------

資産  
活用

### 減価償却

#### 貸借対照表

固定資産 80	長期繰延補助金等 80
------------	----------------

#### 損益計算書

減価償却費 20	補助金等収益 20
-------------	--------------

減価償却費と  
同額の負債を  
収益化

# 国立大学法人会計の特徴（固定資産に関する会計処理）

## 施設費等

- 施設等の更新が必要なときに、出資者である国から施設費（補助金）が交付されます。
- このように、国立大学法人の独自判断で意思決定が完結しないような行為に起因する支出は、損益計算の範囲外とされ、“費用”としてではなく、純資産（資本）の一部として処理します。

(例)

### 施設費受領

#### 貸借対照表

現金 100	預り施設費 100
-----------	--------------

資産購入

負債から資本へ振替

### 固定資産取得 (施設等の更新)

#### 貸借対照表

固定資産 100	資本剰余金 100
-------------	--------------

資産活用

資産及び純資産のマイナス△評価

### 減価償却

#### 貸借対照表

固定資産 80	資本剰余金 80
△20	△20

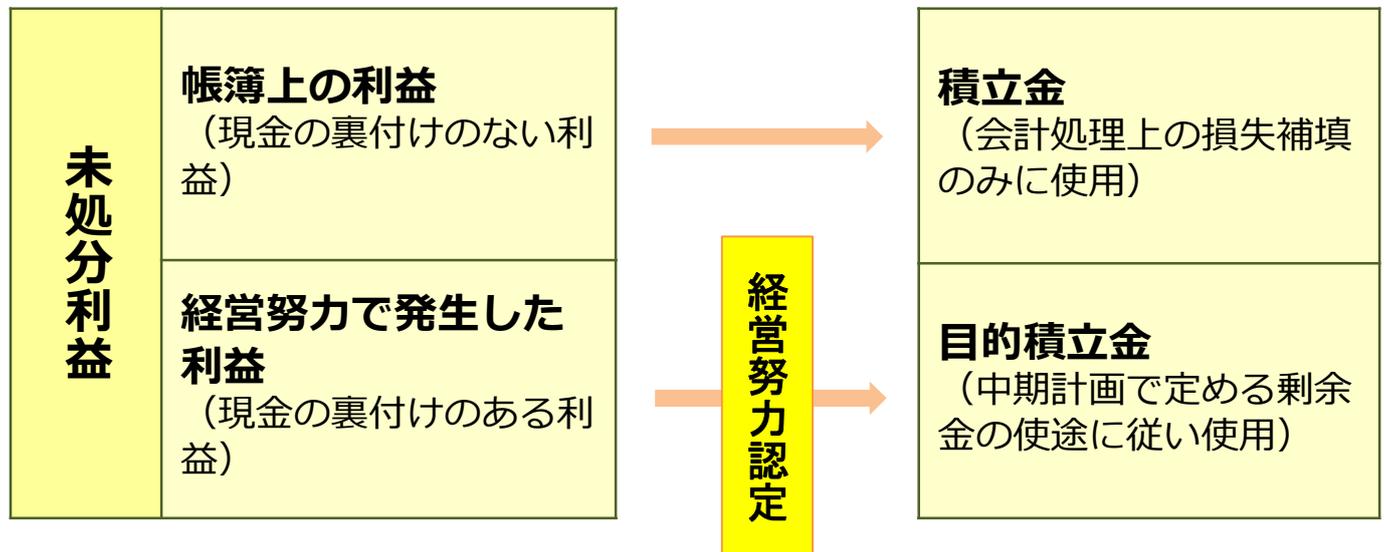
#### 損益計算書

減価償却費 収益

費用も  
収益も  
計上しない!

# 国立大学法人会計の特徴（利益の処分）

- 各事業年度の決算において発生した未処分利益のうち、文部科学大臣から「経営努力により発生した利益」として認められた金額は目的積立金となり、中期計画で定める剰余金の使途の範囲内で使用することができます。



## ※中期目標期間の最終年度

- 中期目標期間の最終年度は、目的積立金、積立金、前中期目標期間繰越積立金及び当期末処分利益を全て積立金として整理します。積立金のうち文部科学大臣から承認を受けたものに限り次期中期目標期間に繰り越し、その他の積立金については国庫納付を行います。

